



流山市監査委員告示第15号

随時監査（公金管理）の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和5年10月20日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行





第4号様式

流環第631号  
令和5年9月21日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年6月22日付け、流監第50号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

### 措置事項報告書

報告年月日・番号		令和5年6月22日・流監第50号	
監査の種別		随時監査【公金管理】	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
環境部 環境政策課	指摘	飼い犬の注射済票の交付事務において、誤交付による返金事案が発生していた。市の歳入とならない現金であっても、詳細がわかるように現金取扱簿に記載し、不明金とならないよう取扱いを明確化されたい。	現金として受け取ったものは、現金取扱簿に記載の上、歳入として入金を行い、返金が必要なものについては、還付手続きで返金とするよう、取扱いを徹底するよう周知を行いました。
環境部 環境政策課	指摘	路上喫煙防止条例の違反者に滞納があった場合には、臨戸訪問し催告等業務を行っているが、徴収した過料について現金取扱簿に記載されていなかった。徴収した現金は滞滞なく入金処理が行われていたが、現金出納簿に徴収した金額を記載し、出納員の確認を得るよう取扱いを改められたい。また、臨戸訪問に際し、職員が私費により釣銭を用意していたが、公金と私費が混在しないよう訪問の時期に追加で釣銭を借り受けるなど、会計課と協議し適切に対応されたい。	臨戸訪問にて徴収した過料も、通常の路上喫煙パトロールと同様に、過料に係る現金取扱簿への記載を徹底し、また、臨戸訪問時の釣銭も私費ではなく、公金にて釣銭を用意するよう、周知を行いました。
環境部 環境政策課	意見	狂犬病予防の集合注射に伴う手数料等については、「狂犬病予防集合注射実施職員用マニュアル（以下、「集合注射マニュアル」という。）に基づき、遅滞なく入金等を行っていたが、集合注射集計表に決裁がなく、また獣医師に対する注射料金の領収書の修正箇所訂正印等がないなど、書類の一部に不備があったため、集合注射マニュアルの見直しを行い、より適正な書類の作成及び公金の取扱いが行われるよう要望する。	「狂犬病予防集合注射実施職員用マニュアル」を更新し、領収書に修正があった場合には獣医師の訂正印を付ける旨、及び、集合注射集計表は決裁を取る旨を追記したうえで、課内へ周知を行いました。
環境部 環境政策課	意見	路上喫煙等防止パトロール用として資金前渡している駐車場使用料を課独自様式の出納簿により管理しているが、残金の精算日の記載がないなど、財務規則で規定されている様式の内容に即していない部分があった。速やかに様式の見直しを行い、明確に公金が管理できるよう改善を要望する。	路上喫煙等防止パトロール用の駐車場使用料に係る出納簿について、「出金」「使用額」「入金」「残額」の項目を設けるよう様式を見直し、また、月ごとの残金の精算日を明記する運用としました。
環境部 環境政策課	意見	手数料等用のレジスターに私費が保管されていた。公金とは混在しないように工夫はされていたものの公金を取り扱うためのレジスターに私費を保管することは、公金の管理上好ましいとは言えないため安全性を重視し、より厳格な対応を求める。	公金を取り扱っているレジスターへは、今後一切私費を保管しないよう、課内へ周知を行い、管理職等がレジスター内のチェックを適宜行うこととしました。
環境部 環境政策課	意見	ちば環境再生基金の募金箱を設置しているが、過年度分と思われる募金の一部が金庫に保管されていた。募金箱の現金を金庫に移すのであれば、募金箱から回収する周期を定め、適宜、台帳に記載するなど、募金を送金する際に正確に突合できるように体制を構築するよう要望する。	募金用の現金取扱簿を作成し、募金箱からの回収を毎月末、ちば環境再生基金への振り込みを年度末に実施する運用とし、課内へ周知を行いました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。